

01 ソフトウェア導入等支援補助金

業務効率等の向上及び対人接触機会の減少に繋がるソフトウェア導入等に係る費用へ補助金を支給いたします。

補助対象者

市内に事業所がある中小事業者
※社福、一社、NPO等、法人格を持つ事業者も幅広く対象

申請期間

令和3年6月1日から令和4年1月31日まで

対象期間

令和3年6月1日から令和4年2月28日まで
※ただし、交付決定前に導入したものは補助対象外

補助内容

業務効率等の向上とともに対人接触機会の減少に繋がるソフトウェアの導入及びECサイトの構築に係る経費
※ソフトウェアの導入については総額10万円(税抜き)以上の経費が対象

補助額

1/3
(上限20万円)

すべての経費を
市内発注し、
支払いをした場合

2/3
(上限40万円)

支給対象となる取組例

- ・業務系ソフトウェアの導入・利用
- ・労務管理・会計システム・OCR等管理系ソフトウェアの導入・利用
- ・業務自動化(RPA)ソフトウェアの導入・利用、導入に係る設定費用
- ・自社ECサイト構築、ECモールへの出店(初期登録料・月額利用料)



書類のデジタル化
(OCR)



オンライン診療
アプリ



電子契約
システム



ECサイト



労務管理システム



グループウェア

【対象外経費例】

- ・オフィス業務系ソフトウェア(ワープロ、表計算、プレゼンテーション等)、基本ソフトウェア(オペレーティングシステム(OS))
- ・ソフトウェアの導入に付随する**機器等購入費**
- ・ECサイト以外のウェブページの作成・更新

※次に該当する者は補助対象外となります[市税の滞納のある者・暴力団排除条例に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者・性風俗関連特殊営業を行う者]

活用例 電子契約システムを導入したい

〈60万円の電子契約システムを市外発注して導入した場合〉

活用例

自社負担分
40万円(60万円の2/3)

平塚市の補助金
20万円(60万円の1/3)

通常かかる
費用

60万円

60万円かかる場合、
かかった費用の1/3

20万円を

平塚市が
負担いたします

全ての経費を
市内発注し、
支払いをした場合
2/3 40万円を
平塚市が
負担いたします